

# 告 示

## 埼玉県告示第二十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和五年一月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
令和五年一月二十日午前十時	合同会社アセツト・ナビゲーター	岡本悠希（宅地建物取引業者名簿上の代表者 伊東朗子）	埼玉県川口市青木一  十七 三十一 一〇 二

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター 小会議室